

## 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業 特定事業の選定（案）概要

### 1 特定事業の選定

県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、「鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業」を特定事業として選定する。同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たって行った客観的な評価の結果は以下のとおり。

### 2 事業の評価

#### （1）評価の方法

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担の軽減が期待できること（定量的評価）、又は、県の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できること（定性的評価）を選定条件とした。

#### （2）定量的評価

##### ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の県の財政負担見込額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

<前提条件>

項目	県が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
施設整備費 維持管理・運営費等		内閣府のガイドラインや類似事例の実績等から一定の削減効果を設定
その他の費用	①公共の事務費 ②起債利息	①公共の事務費 ②市中銀行借入利息 ③公租公課 ④SPC運営費 ⑤モニタリング費用 等
利用者からの収入	需要予測調査等を踏まえ設定	
資金調達方法	①一般財源 ②起債	①自己資本 ②市中銀行借入
共通条件	○設計・建設期間 : 4年 ○開業準備期間 : 3か月 ○維持管理・運営期間 : 15年	

## イ 算出方法及び評価の結果

上記アの前提条件を基に、県の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出の上、比較を行った。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約4.7%程度軽減されるものと見込まれる。

## (3) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果などが期待できる。

### ア 効果的・効率的な設計、建設、維持管理、運営の実施

PFI事業による施設整備は、設計、建設、維持管理、運営までを一括して選定事業者委ねるため、それぞれ単体で発注する場合と比較して、維持管理、運営を視野に入れた効果的かつ効率的な施設整備が可能になり、その結果、施設の利用しやすさや機能性の向上が期待できる。

### イ 利用者へのサービス向上

選定事業者が有するスポーツ施設や集客施設等の運営に係る専門的な知識、ノウハウ及び創意工夫を活かした施設運営が可能となり、利用者のニーズに柔軟に対応することにより、スポーツ振興の拠点機能に加え、多目的利用による交流拠点機能を備えた施設として、質の高いサービスの提供が期待できる。

### ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、維持管理・運営期間中に発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県と選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できる。

### エ 自由提案事業の実施による相乗効果

本事業において要求する施設の整備及び維持管理・運営業務の実施のほか、自由提案事業の実施により、本施設のより一層の利用促進が図られるとともに、利用者の利便性の向上に寄与することが期待できる。

## (4) 総合評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価において約4.7%程度の県の財政負担額の軽減が見込まれる。また、効果的・効率的な施設整備やサービス水準の向上などの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。